

第2節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

抵当証券業の規制等に関する法律は、昭和60年代に入り抵当証券のカラ売り、二重売り等の詐欺による被害が社会問題化したのを受けて、こうした被害を未然に防止する観点から、「登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって抵当証券の購入者の保護を図る」ことを目的として制定された。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175（平成3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、14年3月末で46社（代理・媒介のみを行う証券会社を除けば37社）まで減少し、ピーク時の1／5程度となった。